

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

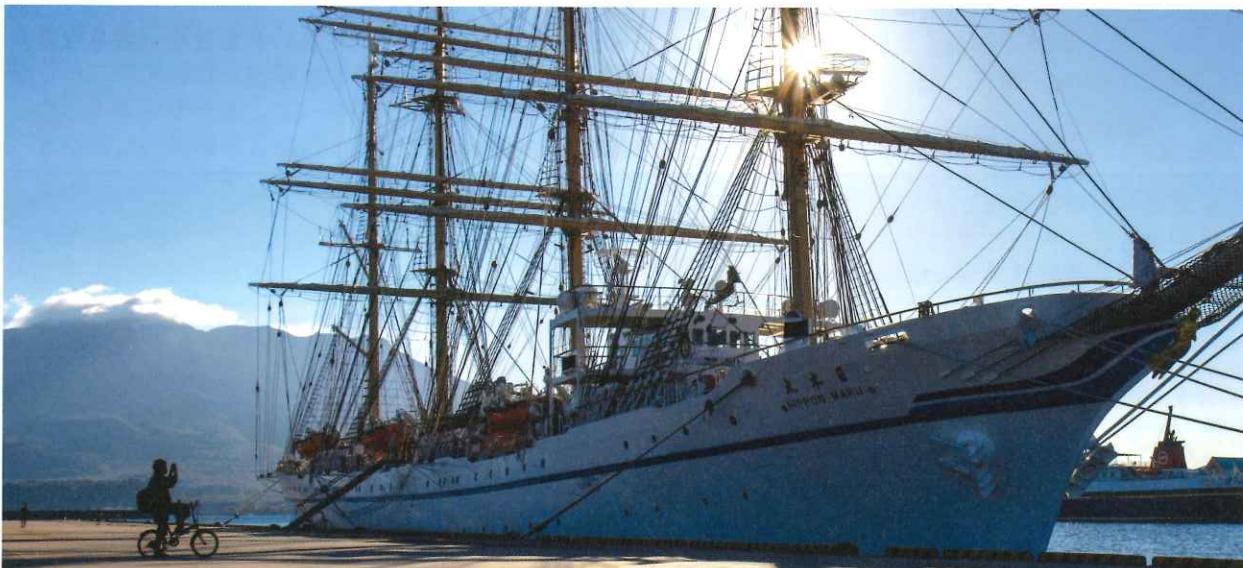
発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2018年(平成30年)

November

11月号

鹿児島県の最低賃金が改正されました



日本丸（鹿児島市）

【写真提供者：村山 隆 氏】

目次 CONTENTS

| | |
|---|---|
| さくらじま | 1 |
| 鹿児島県の最低賃金が改正されました | 2 |
| 県内初「安全衛生優良企業」を認定しました！ | 3 |
| 11月は「労働保険適用促進強化期間」です！ | 4 |
| 職場でハチに刺されたときのマニュアル | 5 |
| 労務管理あれこれ ～最低賃金と比較する場合の賃金に 通勤手当は含まれるのか～ | 6 |
| マザーズコーナーのご案内 | 7 |
| 平成30年 業種別死傷災害発生状況（9月末速報値） | 7 |
| 11月は「過重労働解消キャンペーン」 | |
| 「過労死等防止啓発月間」です | 8 |

さくらじま

大河ドラマ「西郷どん」もいよいよ大詰めを迎えるようとしている。西南戦争が起きたのは明治10年。

年。ドラマとは関係のない話になるが、明治10年というのは、モース博士が大森貝塚を発見し、日本考古学の出発点となっている年でもある。ここ鹿児島には、上野原縄文遺跡はもとより、考古学的に価値ある遺跡が複数ある。縄文土器が弥生土器よりも古い時代のものであることを初めて証明した指宿の橋牟礼川遺跡もそのひとつである。また、大隅地方の古墳群も考古学ファンの間では有名なのだそうだ。

先日、都心に住む知人が、大崎町にある横瀬古墳について、「古墳の周囲は開発の手が入っておらず、古代の人が目にし

| | |
|---------------------------|-------|
| 過労死等防止対策シンポジウム（鹿児島会場）のご案内 | 9 |
| 特定自主検査強調月間（11月1日～30日）のご案内 | 10～11 |
| 11月は「テレワーク月間」です！ | 12 |
| 治療と職業生活のための両立支援相談窓口のご案内 | 13 |
| 職場のハラスメント対策セミナー2018のご案内 | 14 |
| 厚生労働省委託 | |
| 平成30年度パワーハラ対策専門家派遣事業のご案内 | 15 |
| パワーハラスメント対策支援事業セミナーのご案内 | 16 |
| ゼロ災運動KYTトレーナー研修会を開催しました | 17 |
| 平成30年度第2回作業環境測定士試験のご案内 | 17 |
| 平成30年12月の講習開催のご案内 | 18 |

た景色をそのまま見ることができる。観光名所としてアピールする価値あり！」と大絶賛していた。古代の人が見ていた景色を私も目にしてみたいと思い、その横瀬古墳に、2時間半かけて行ってみた。駐車場もなく、道端に車を停めて、その巨大前方後円墳の前に立った。「古代の原風景」というフレーズに惹かれここまでやってきたが、目の前には、九州でよくみられる田舎の風景がただ静かに広がるばかりであった。

（あとがき）

地方に住む者にとっての当たり前が、都会の人にとってはそうではない、ということを改めて実感した一日。何はともあれ、行楽シーズン。素敵な景色を探しに行きましょう。

チェックしなくちゃ。 最低賃金！

使用者も
労働者も

鹿児島労働局賃金室

鹿児島県の最低賃金が改正されました。

【鹿児島県最低賃金が平成30年10月1日より時間額761円に改正されました。】

| 鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金) | 最 低 賃 金 額 | 効 力 発 生 日 |
|-----------------------|-----------|------------|
| | 時 間 額 | |
| | 761 円 | |
| | | 平成30年10月1日 |

- ★ 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
- ★ 特定（産業別）最低賃金の産業に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- ★ 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など） ②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
 ③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金 ④精勤手当、通勤手当、家族手当

〈最低賃金に関するお問い合わせ先〉

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225
 加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

鹿児島労働局・労働基準監督署

<http://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-rooudoukyoku/>

【最低賃金テレフォンサービス 099-223-8881】

**チェック
しなくちゃ。
最低賃金**

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

今年も変わります！

鹿児島県 最低賃金

平成30年
10月1日から
(時間額)

761 円

24円
UP

最低賃金に関する特設サイト WEBで確認！
<http://www.saiteichingin.info/> 

最低賃金に関するお問い合わせ先
 鹿児島労働局または鹿児島労働基準監督署へ
 鹿児島労働局ホームページアドレス <http://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-rooudoukyoku/>

厚生労働省

最低賃金制度って何？

- 働くすべての人に、
賃金の最低額(最低賃金額)を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。

チェックの方法は？ チェックしたい賃金を時間額にして、
最低賃金額(時間額)と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と並んでる都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※1)

| | | | |
|-----------------------|----------|---|-----------------|
| 1 時間給の場合 | 時間給 円 | ≥ | 最低賃金額(時間給) 円 |
| 2 日給の場合 | 日給 円 | ÷ | 1日平均労働時間 時間 |
| 3 月給の場合 | 月給 円 | ÷ | 1ヶ月平均労働時間 時間 |
| 4 上記1,2,3が組み合はさっている場合 | 月給 円 | ÷ | 最低賃金額(時間給) 円 |

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合
 ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
 ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
 ③ ①②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間給)

(※1)最低賃金額は時間給にて算出します。
 (※2)時間給を払われる労働者(職務手当などを含む)が労働時間に応じて支払われる賃金(時間別割定金額)⇒時間別割定金額
 内の時間割りに応じて支払われる賃金(日平均労働時間など)の半分から自己負担分までの時間労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を算出する(現在割定金額)
 (※3)日給で計算されている最低賃金額が月給で計算される場合、日給に換算した日給と最低賃金額が一致しない場合は、日給を月給に換算する(月給割定金額)

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。



賃金の引上げを支援します。

中小企業
事業者の
皆さんへ

業務改善助成金
 改善助成金等の費用の一回の設備投資などを実施して、事業場内の最低賃金を一定程度以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一回の設備投資などを実施すれば、扶助対象者と支給条件、助成金は一定の条件があります。
[扶助対象者と支給条件](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/gyomukaisetsu.html) [扶助対象者と支給条件](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/gyomukaisetsu.html)

専門家による無料相談を実施しています

専門家による無料相談の方法は改進改善支援センターにご相談ください。
[改進改善支援センター](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku/seisaku/gyomukaisetsu.html)



県内初「安全衛生優良企業」を認定しました！

………安全衛生優良企業は、労働者の安全と健康を守る企業の証です………

鹿児島労働局健康安全課

労働安全衛生法に基づく安全衛生優良企業として、平成30年9月10日付けで株式会社サナス（鹿児島市）を認定しました。県内では初の認定となります。



左から、株式会社サナス様、小林労働局長



労働者が安全・健康に働くことができる環境を作ることは、企業にとって不可欠です。労働者にとっても、企業にとっても、ベストな労働環境を目指して、安全衛生優良企業認定を受けませんか？

安全衛生優良企業とは？

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善しているとして、厚生労働省から認定を受けた企業のことです。

この認定を受けるためには、過去3年間労働安全衛生関連の重大な法違反がないなどの基本事項に加え、労働者の健康確保増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働対策、安全管理など、幅広い分野で積極的な取組を行っていることが求められます。

基準を満たした企業は、3年間の認定を受けることができ、さまざまなメリットが得られます。

11月は「労働保険適用促進強化期間」です! 一人でも雇ったら、労働保険の加入手続が必要です。

鹿児島労働局労働保険徴収室

1 「労働保険」

「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称したもので、国による強制的な保険制度であり、農林水産業の一部を除き、（パート、アルバイト等を問わず）労働者を一人でも使用している事業主は、全て加入が義務付けられています。

2 「労災保険」と「雇用保険」

労災保険は、労働者の業務中又は通勤時の災害に対し、雇用保険は、労働者が失業した場合、激甚災害により一時的休業・離職を余儀なくされた場合、育児休業や介護休業等により賃金が低下した場合等に必要な給付等を行います。また、事業所向けには各種助成金の支給を行います。

3 未手続事業一掃対策

労働保険は昭和50年に全面適用となり、これまでに適用事業数は着実に増加してきましたが、依然として、相当数の未手続事業が存在すると見られています。

未手続事業の解消は、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であり、厚生労働省では、「労働保険の未手続事業一掃対策」に取り組んでいます。

4 鹿児島労働局の取組

鹿児島労働局においても、未手続事業一掃対策として、労働基準監督署・ハローワーク及び一般社団法人全国労働保険事務組合連合会鹿児島支部等関係機関とも協力しながら、未手続事業の解消に積極的に取り組んでいるところです。

5 労働保険適用促進強化期間

厚生労働省では、「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けた上で、例年11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、全国的に集中して労働保険制度の周知・広報に努め、未手続事業の解消を図ることとしています。

6 職権による成立手続

労働局の手続指導にもかかわらず、自動的に加入手続を行わない未手続事業については、職権による成立を行うこととなります。

7 労災保険給付に係る費用徴収制度

労働保険に加入すべき事業主が、手続を行わない状況で労災事故が発生した場合には、保険料を徴収するほか、労災保険給付額の100%又は40%を徴収されることになります。

8 労働保険事務組合と特別加入

労働保険の加入に当たっては、各種手続を労働保険事務組合に委託できる仕組みがあります。時間がない、難しそうという事業主に代わって手続を行っています。

この仕組みを利用すると、労働保険料を年3回に分けて納付することができます。また、通常は加入できない中小企業の事業主の方等も、労災保険に特別加入することもできます。

9 適用事業場情報のネット検索

厚生労働省のホームページで、労働保険の適用情報が確認できます。労働者・応募希望者等が、事業場が労働保険加入済かどうか、全国から検索できるようになっています。

10 最後に

万一の事故や失業等に備えるべく労働保険に加入しておくことは、セーフティネットとしての最低限の必要要件です。

人手不足が叫ばれるなか、応募希望者にとって労働保険の有無は必須条件の一つであり、不安なく働く労働環境の整備は、労働者のためだけでなく、会社経営の安定にも結びつくことになります。

労働保険の加入手続が、まだお済みでない場合は、今すぐ、労働局又は最寄りの労働基準監督署かハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

労働保険

検索



職場でハチに刺されたときのマニュアル

鹿児島産業保健総合支援センター
産業保健相談員 富宿 明子（労働衛生コンサルタント）

大隅半島の山の中にある事業場の衛生管理者（以下、「衛生」と称する）より、嘱託産業医のところへ電話がかかってきました。

ハチのシーズンが終わりつつある今、職場でハチに刺されたときにどうすればよいか、来シーズンに向けてマニュアルを作りたいと考えているようです。

衛生：スズメバチとかアシナガバチとかって、刺されたら「アナフィラキシー（命にかかるような激しいアレルギー症状）」になって死ぬこともある、って聞くんですけど、ミツバチに刺されてもアナフィラキシーで死ぬことはあるんですか？

産業医：ちょっと調べてみるね。カタカタ。

えーと、スズメバチほど有名じゃないけど、ミツバチでもアナフィラキシーショックはあり得るらしいよ。それに、針が皮膚に刺さったままになるって書いてあるから、ある意味やっかいかも。でもさ、自分が刺されたハチが、スズメバチかアシナガバチかミツバチかって、瞬時にみんな、分かるかな？私は養蜂場の娘じゃないから分からぬけど。大隅の子はみんな分かるの？

衛生：うーん、そういう場合は僕も分かりません。そうですね、ハチの種類にこだわるのは意味ないですね。

そしたら、ハチに刺されてアナフィラキシーっぽくなったら救急車を呼ぶ、っていうことになると思うんですけど、なんか分かりやすく箇条書きになってるような持ってませんか？

産業医：おたくの会社って、山のてっぺんにあるよね。救急車を呼んでも到着するのに20分かかるような。

箇条書きに照らし合わせて、アナフィラキシーになったかなーと思ってから救急車呼び始めたんじゃ、救急車が来てくれた頃には、死んでるかもよ。

衛生：死んでますか。

産業医：もうさ、ハチに刺されたら全てのケースで、会社の軽トラの助手席に乗せて、すぐに人里に向かって走り出した方がいいんじゃないの？ たとえアナフィラキシーを発症していなくても、病院の先生は喜んで針をピンセットで抜いたり軟膏を出したりしてくれるよ。

衛生：そうですね。そのマニュアルがシンプルでいいですね。

「ハチに刺されたら軽トラの助手席に乗せて病院に向かう」…と。
軽トラに乗る前に、応急手当みたいなのはしなくていいですか？ 毒を吸うとか。

産業医：毒を吸うって、意味ないばかりか良くないかもしれないんだってさ。毒吸引グッズみたいなものを会社のお金で買わないでね。勿体ないから。

蛇口の水で洗う、っていうのは良いみたいだから、やってもいいかもしれないけど、そんなことする時間も勿体ないかも。あ、おしっこかけたらダメよ。

衛生：何時代のおまじないっすか、それ。

で、助手席でアナフィラキシーっぽくなったらやっぱり救急車を呼ばないといけないと思うんですけど、アナフィラキシーの分かりやすい症状って何ですか？

産業医：顔とか頭皮とかが赤くなって、タコ坊主みたいになったのを見たことあるよ。時々、運転しながら助手席の人の顔色をチラチラ見たらいいかも。

他には、のどをかゆがったり、声が出にくくなったり。二人でずっと会話しながら運転していたら、気付くと思うよ。

衛生：了解です！ 現場に言っときます。じゃ、来週の職場巡視、宜しくお願ひします。ピッ。

産業医：そっか、来週、私がハチに刺されたんじゃ、笑い話にもならないわ。

服装は、カタカタ…黒はダメなのね。巣を襲う熊に見えて襲ってくるから…って熊て。いつも黒のパンツだけど、来週はベージュにしどこ。膨張色で脚が太く見えるけど。

あ、来週、衛生管理者くんにエピペン（アナフィラキシーの自己注射）の話もしとこ。

来週、現場の声も聞いて、マニュアルを完成させる予定です。

労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

最低賃金と比較する場合の賃金に通勤手当は含まれるのか

(Q) 最低賃金についてお尋ねします。

当社は、食料品の販売を行っており、パートタイマーを数名雇用しています。

そのパートタイマーには、日給制を適用しておりますが、このほか、通勤手当として出勤した日に実費を支払っています。この場合、通勤手当も含めた額で最低賃金をみればよいのでしょうか。それとも、通勤手当を除いた額でみるのでしょうか。よろしくご教示下さい。

通勤手当、精皆勤手当、家族手当は除外する

(A) 最低賃金とは、国が定めた賃金の最低額以上の賃金を、使用者が労働者に対し支払わなければならぬというものです。

つまり、この最低金額より低い額の賃金額で支払うことを労働者と合意の上で定めたとしても、それは無効となります。

現在、一般に最低賃金といわれているのは、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2つがあります。

地域別最低賃金とは、各都道府県ごとに定められているもので、産業や職種の別を問わず、当該都道府県内の事業場で働くすべての労働者及び労働者を1人でも使用者に適用されます。

また、産業別最低賃金は、都道府県内の特定の産業について適用されているものと、全国を適用地域として特定産業について決定されるものの2つがあり、それぞれ該当する産業に属する労働者とその使用者に適用されま

す。

最低賃金が適用されるのは、原則として、すべての労働者であり、雇用の形態などは関係ありません。

したがって、パートタイマーとか、アルバイト、臨時社員であっても、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

最低賃金の対象となる賃金については、原則として毎月支払われる基本的な賃金に限定されています。

具体的には、実際に支払われる賃金から以下のものを除いた賃金となります。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定時間外労働、所定休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
- ④ 当該最低賃金において算入しないことが定められた賃金

なお、④については、それぞれの最低賃金の決め方によって算入しない賃金の範囲を決定されることとされていますが、現在の最低賃金では、どの最低賃金においても①精皆勤手当 ②通勤手当 ③家族手当、の3つの手当について算入しないこととされています。

ご質問のパートタイマーは日給制で日給のほかに、通勤手当を実費で支給しているということです。

しかし、前述しましたように通勤手当は、実際に支払われる賃金から除外するとされていることから、御社の場合、単純に日給額だけを最低賃金と比較することになります。

マザーズコーナーのご案内

鹿児島労働局職業安定課

本年7月17日にハローワーク国分に県内4カ所目のマザーズコーナーがオープンしました。マザーズコーナーでは、求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスを提供いたします。

キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子供連れでも職業相談が行える十分なスペースを確保しており、相談中の子供の安全面に配慮し、キッズコーナーには安全サポートスタッフを配置しております。

- 【サービスの内容】**
- (1) 担当者制・予約制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等
 - (2) 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・事業所情報の収集及び情報提供等
 - (3) 地方公共団体との連携による保育サービス関連情報の提供
 - (4) 子供連れで来所しやすい環境の整備

【お問い合わせ先】

ハローワーク鹿児島マザーズコーナー：鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル6階
 ハローワーク川内マザーズコーナー：薩摩川内市若葉町4-24
 ハローワーク鹿屋マザーズコーナー：鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター1階
 ハローワーク国分マザーズコーナー：霧島市国分中央1-4-35

TEL 099-223-8010
 TEL 0996-22-8609
 TEL 0994-42-4135
 TEL 0995-45-5311

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成30年8月分】

| | |
|----------|------------------|
| 県内有効求人倍率 | 1.36倍（前月比0.02P増） |
| 全国有効求人倍率 | 1.63倍（前月と同水準） |

| | |
|-------------|--------------------|
| 県内正社員有効求人倍率 | 0.95倍（前年同月比0.13P増） |
| 全国正社員有効求人倍率 | 1.13倍（前年同月比0.13P増） |

※ 本県の雇用失業情勢は、景気が緩やかに回復しつつあることや、それに伴う人手不足を背景として、平成30年8月の県内有効求人倍率は過去最高となり、28か月連続で1倍台を推移するなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善していますが、産業によって求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きに注視が必要と思われます。

各種助成金、活用してみませんか？

鹿児島労働局職業対策課

【障害者雇用安定助成金】

○障害や傷病治療と仕事の両立支援コース

本助成金は、労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるため、治療や通院のための柔軟な勤務制度や休暇制度（両立支援制度）を導入する事業主に対して助成するものであり、労働者の雇用維持を図ることを目的にしています。

助成金の支給対象は、行った措置の内容によってふたつに区分されます。

- ・環境整備助成
- ・制度活用助成

ご相談や詳細確認は、県内ハローワークまたは鹿児島労働局職業対策課（099-219-8712）へお問い合わせください。

平成30年 業種別死傷災害発生状況（平成30年9月分速報版）

鹿児島労働局

| | 平成30年 | | 平成29年 | | 増減数 | |
|-------------------|-------|------|-------|------|------|------|
| | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 | 死傷者数 | 死亡者数 |
| 全産業 | 1,299 | 7 | 1,260 | 13 | 39 | -6 |
| 1 製造業 | 250 | 0 | 269 | 1 | -19 | -1 |
| 1 食料品製造業 | 142 | | 171 | 1 | -29 | -1 |
| 4 木材・木製品製造業 | 17 | | 18 | | -1 | |
| 9 窯業土石製品製造業 | 13 | | 15 | | -2 | |
| 11～12 金属製品製造業 | 15 | | 18 | | -3 | |
| 13～15 機械機器製造業 | 17 | | 13 | | 4 | |
| 上記以外の製造業 | 46 | | 34 | | 12 | |
| 2 純業 | 5 | 0 | 5 | | 0 | 0 |
| 3 建設業 | 205 | 2 | 206 | 6 | -1 | -4 |
| 1 土木工事業 | 76 | | 79 | 2 | -3 | -2 |
| 2 建築工事業 | 112 | 2 | 90 | 4 | 22 | -2 |
| 3 その他の建設業 | 17 | | 37 | | -20 | |
| 4 運輸交通業 | 155 | 0 | 120 | 3 | 35 | -3 |
| 1 鉄道・航空機業 | 8 | | 7 | 1 | 1 | -1 |
| 2 道路旅客運送業 | 15 | | 10 | | 5 | |
| 3 道路貨物運送業 | 131 | | 102 | 2 | 29 | -2 |
| 4 その他の運輸交通業 | 1 | | 1 | | | |
| 5 貨物取扱業 | 19 | 0 | 18 | | 1 | 0 |
| 1 陸上貨物取扱業 | 9 | | 7 | | 2 | |
| 2 港湾運送業 | 10 | | 11 | | -1 | |
| 6 農林業 | 63 | 3 | 68 | 1 | -5 | 2 |
| 1 農業 | 27 | 2 | 37 | | -10 | 2 |
| 2 林業 | 36 | 1 | 31 | 1 | 5 | |
| 7 帰産・水産業 | 64 | 0 | 67 | | -3 | 0 |
| 8 商業 | 162 | 0 | 143 | | 19 | 0 |
| 1 卸売業 | 19 | | 23 | | -4 | |
| 2 小売業 | 118 | | 100 | | 18 | |
| 3 理美容業 | 3 | | 2 | | 1 | |
| 4 その他の商業 | 22 | | 18 | | 4 | |
| 9 金融・広告業 | 14 | 1 | 17 | | -3 | 0 |
| 11 通信業 | 18 | 0 | 14 | | 4 | 0 |
| 12 教育・研究業 | 10 | 0 | 10 | | 0 | 0 |
| 13 保健衛生業 | 180 | 0 | 175 | | 5 | 0 |
| 1 医療保健業 | 81 | | 74 | | 7 | |
| 2 社会福祉施設 | 94 | | 98 | | -4 | |
| 3 その他の保健衛生業 | 5 | | 3 | | 2 | |
| 14 接客娯楽業 | 65 | 0 | 70 | | -5 | 0 |
| 1 旅館業 | 12 | | 14 | | -2 | |
| 2 飲食店 | 28 | | 35 | | -7 | |
| 3 その他の接客娯楽業 | 25 | | 21 | | 4 | |
| 上記以外の事業 | 89 | 1 | 78 | 2 | 11 | -1 |
| 10 映画・演劇業 | 0 | | 0 | | | |
| 15 清掃・と畜業 | 51 | 1 | 39 | 1 | 12 | |
| 16 官公署 | 2 | | 0 | | 2 | |
| 17 その他の事業 | 36 | | 39 | 1 | -3 | -1 |
| 陸上貨物運送事業（4～3・5～1） | 140 | 0 | 109 | 2 | 31 | -2 |
| 第三次産業（8～17） | 538 | 2 | 507 | 2 | 31 | 0 |

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



11月は「過重労働解消キャンペーン」「過労死等防止啓発月間」です。

鹿児島労働局監督課

過重労働による健康障害を防止するために

① 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ・36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準に適合する必要があります。
- ・特別条項付き協定により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ・休日労働についても削減に努めましょう。

② 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③ 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ・健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために

① 職場風土を改革しましょう。

② 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。

③ 労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

1. 平成30年11月15日（木）

「過重労働解消のためのセミナー」を開催
 鹿児島県文化センター「宝山ホール」第3会議室
 (鹿児島市山下町5-3)
<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



2. 平成30年12月1日（土）

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催
 かごしま県民交流センター大研修室
 (東棟3階：鹿児島市山下町14-50)
<https://www.unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



詳細は次ページへ

専用WEBサイト

過重労働解消キャンペーン

検索

過労死等防止対策シンポジウム（鹿児島会場）のご案内

講師プロフィール

天笠 崇 氏

代々木病院精神科医師
(公財)社会医学研究センター代表理事)

代々木病院EAPケアシステムズ顧問、
働くもののいのちと健康を守る東京センター理事長。
北里大学医学部大学院循環器科学科准教授/新生学非常勤講師。
(一社)SST普及委員会事務局長
【専門領域】
精神医学、労働精神医学、社会精神医学、京都大学(社会精神医学博士)、認定産業医・労働衛生コンサルタント、精神保健指定医、日本精神神経学会専門医・指導医、(一社)SST准認定講師



講師プロフィール

寺西 笑子 氏

全国過労死を考える家族の会 代表

京都市在住
1996年2月 夫、過労自殺
1997年 過労死家族の会活動に参画
2001年 京都下監音響にて労災認定
2005年 京都地裁にて駁訴
2006年 大阪高裁にて和解
2008年から 全国過労死を考える家族の会代表世話を
2014年から 過労死等防止対策推進全国センター共同代表
厚生労働省過労死等防止対策推進協議会委員



プログラム

【講演】

「過労自殺、労働関連うつ病をいかに予防するか ～ストレスチェック時代のメンタルヘルス対策～」

天笠 崇 氏 (代々木病院精神科医師／(公財) 社会医学研究センター代表理事)

【講演】

「過労死を生みださない働き方とは」

寺西 笑子 氏 (全国過労死を考える家族の会 代表)

【過労死遺族の声】

桐木 弘子 氏 (東九州過労死を考える家族の会代表)

会場のご案内

かごしま県民交流センター 大研修室 第2 (東棟3F)

(鹿児島市山下町14番50号)

・市営「水族館口電停」下車 徒歩4分
・JR「鹿児島駅」下車 徒歩10分
・バス「水族館口」下車 徒歩5分

参加申込について

- ▶会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶申し込みはWeb又はFAXでお願いします。
- ▶参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。

●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX番号 052-915-1523 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者 | <input type="checkbox"/> 会社員 | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員 | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 主婦 | | <input type="checkbox"/> 学生 | | |
| <input type="checkbox"/> その他 [] | | | | | | |

| | | |
|---------------------------------|------|------|
| お名前 | ありがな | ありがな |
| 4名以上のお申込みは、別紙(様式自由)にてFAXしてください。 | ありがな | ありがな |
| 電話番号 | | |
| 企業・団体名 | | |

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 電話：0120-053-006 E-mail : karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニバース

※参加無料です

特 自 檢

—特定自主検査—

特定自主検査強調月間

平成30年11月1日・30日

主唱 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会
本部・各都道府県支部

後援 厚生労働省 経済産業省

協賛 中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人 日本建設機械工業会
一般社団法人 日本産業車両協会



公益
社団法人
建設荷役車両安全技術協会
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES



検査を済ませた機械には、
それを証する検査合格標を
貼付しなければなりません。

安全の心を託す 特自檢

広報アリス

平成30年度建設荷役車両特定自主検査

強調月間実施要綱

スローガン

「安全の心を託す特自検」

平成30年11月1日▶11月30日

趣旨

建設荷役車両の特定自主検査(※以下特自検という)の実施台数は、平成29年度には全国で約180万台と推定され、特自検が定着しつつあるとはいえ、まだ相当数の未実施機械があるものと思われます。

また、フォークリフト、車両系建設機械等建設荷役車両に係る死亡災害は依然として発生しており、憂慮される状況です。

当協会においては、平成30年度においても、建設荷役車両を取扱う人の安全を確保し、労働災害の防止を目指して特自検の一層の普及促進を図るために、11月を特自検強調月間として各種の運動を強力に展開することとしました。

本年度は、各労働局・署の協力のもと、登録検査業者及び事業者における検査の実施体制及び検査対象機械の管理体制の整備を促進し、特自検が適正に実施されるよう、その周知・徹底に努めることとしました。

対象事業者

- (1)建設荷役車両の検査・整備を行う登録検査業者
- (2)建設荷役車両の事業内検査を行う事業者
- (3)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者
- (4)建設荷役車両のリース・レンタル事業者

主唱者の実施事項

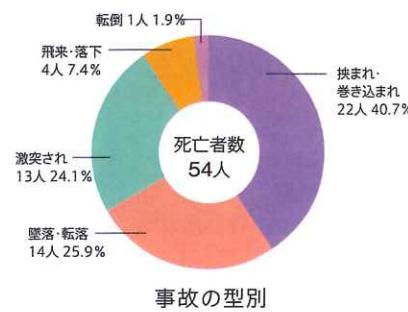
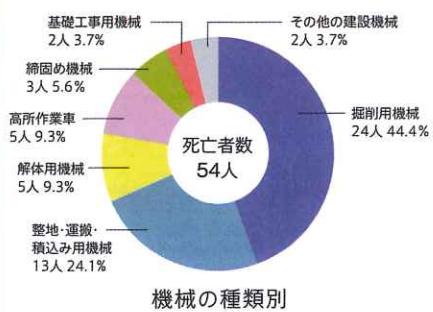
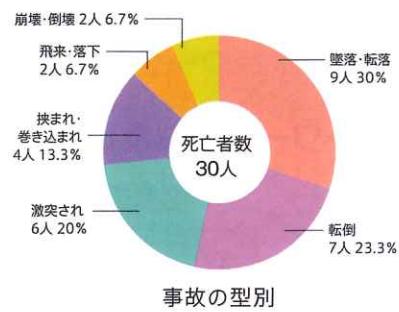
- (1)新聞、機関誌による強調月間の趣旨と特自検の重要性のPR
- (2)ポスター、リーフレット等広報資料の作成と配布
- (3)巡回指導による現地指導
- (4)研修会・実務研修等の開催
- (5)「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を用いた特自検業務点検の実施勧奨

事業者が行う実施事項

- (1)登録検査業者及び事業内検査を行う事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が、法令及び「特自検業務マニュアル」に従い適正に実施されているかを、「特自検業務点検表及びその解説(検査業者用又は事業内用)」を使用して、自社の特自検業務の実施体制・検査者・検査機器・標章・台帳・記録表等の管理について、業務点検を実施する。
 - 登録検査業者は、特自検の実施が定着するよう顧客に対しPRを行う。
- (2)建設荷役車両を使用する事業者・元方事業者及びリース・レンタル事業者のそれぞれの立場での実施事項
 - 特自検が計画的に実施されているか確認する。
 - 特自検未実施機械がないか、標章の貼付を確認する。
 - 特自検記録表の検査結果とその補修措置を確認する。

平成29年における車両系建設機械等・荷役運搬機械による死亡災害の発生状況

車両系建設機械・高所作業車

車両系荷役運搬機械
(フォークリフト)

[情報提供:厚生労働省]

<問い合わせ先>

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 鹿児島県支部
鹿児島市卸本町6番地12(オロシティホール内)
TEL 099(260)0615 FAX 099(260)0646

11月は「テレワーク月間」です！

テレワーク推進フォーラム(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、学識者、民間事業者等により構成)では、ICT(情報通信技術)を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」を推進するため、11月を「テレワーク月間」と定め、テレワークの認知向上を図るとともに、テレワークに関する活動への参加を広く国民全体に呼びかけています。

テレワーク月間は、未来につながる働き方のひとつであるテレワークについて考え、実施する期間です。



テレワークに関する各種ご相談は
0120-91-6479
sodan@japan-telework.or.jp



テレワークに関する様々なご相談に無償で対応する「テレワーク相談センター」を設置しています。お気軽にお問合せください。

テレワーク相談センター 検索

テレワークとは、インターネットなどのICT(情報通信技術)を活用した場所にとらわれない柔軟な働き方で、勤務場所から離れて、自宅などで仕事をする働き方です。

テレワークは、「在宅勤務(オフィスに出勤せず自宅で仕事を行う形態)」、「モバイルワーク(顧客先、移動中、出張先のホテル、交通機関の社内、喫茶店などで仕事を行う形態)」、「サテライトオフィス勤務(自社専用のサテライトオフィスや共同利用型のテレワークセンターで仕事を行う形態)」の3つに分けられます。

【テレワークの効果】



- 優秀な人材の確保や雇用継続につながった
- 離職率が改善し、従業員の定着率向上が図れた
- 企業のブランドやイメージを向上させることができた



- 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 集中力が増して、仕事の効率が良くなかった
- 仕事の満足度が上がり、仕事に対する意欲が増した

がんなどの疾病を抱える方々へ
仕事をあきらめる前に、まずご相談ください

治療と職業生活のための

両立支援相談窓口のご案内

このような悩みはありませんか

- ◆ がんと診断されて戸惑うばかり。会社の人にどこまで話せばいいのだろうか？
- ◆ 職場で利用できる制度や、傷病手当金など社会保険の手続きについて知りたい。
- ◆ 治療と職業生活を両立させたい。休職や復職の時期など相談に乗ってほしい。
- ◆ 職場復帰した後も仕事を続けるにはどうしたらいいのか？

治療と職業生活のための両立支援相談窓口とは

かつては「不治の病」とされてきたガンをはじめとする疾病の多くは、近年の医療の進歩により「長く付き合う病気」に変化しつつあり、労働者が病気になったからといって、すぐに離職しなければならないという状況が必ずしも当ではまらなくなっています。

両立支援相談窓口は、がん等に罹患した患者（労働者）やその患者（労働者）の勤務する事業場等からの治療と仕事の両立に関する支援について無料で対応します。
ぜひご活用ください。

鹿児島産業保健総合支援センターの 両立支援促進員がご相談に応じます

相談無料
要予約

日時 平日 8:30~17:15

場所 鹿児島産業保健総合支援センター

対象 働きながら治療を受けている患者さんとそのご家族等

がん、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、肝疾患、難病など反復・継続して治療が必要となる疾病 ※短期で治癒する疾病は除きます



ご予約・お問い合わせ

鹿児島産業保健総合支援センター

〒890-0052

鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4階

TEL: 099-252-8002

HomePage <http://kagoshimas.johas.go.jp>
E-Mail info@kagoshimas.johas.go.jp



まずはお電話ください♪

※ご相談の内容は、本人の同意なく他の方へお伝えすることはありません。
安心してご利用ください。

出張相談窓口

鹿児島大学病院 地域医療連携センター（事前予約制）

〒890-8520 鹿児島市桜ヶ丘八丁目35番1号
鹿児島大学病院医科診療棟2階外来ホール内

TEL: 099-275-6862 (平日 8:30~17:00)

相談日 毎月 第3木曜日 10:00~12:00

鹿児島医療センター がん相談支援センター

〒892-0853 鹿児島市城山町8番1号
TEL: 099-223-1151 (病院代表・平日8:30~17:00)
相談日 每月第1・第3火曜日 10:00~13:00

<管理職向け> 職場のハラスメント対策セミナー2018

平成30年度
厚生労働省委託事業
職場のハラスメント
対策セミナー
2018

セクシアルハラスメント、妊娠・出産等に関する
ハラスメントおよびパワーハラスメントについて、現
場の管理職向けに開設するセミナーを開催します。
セミナーでは前半に講義を、後半にグループワーク
を行い、より理解を深めることができます。

ご利用は
無料です

対象者

企業の管理職、経営層の方 など

開催日時・会場

平成30年11月14日(水) 天文館ビジョンホール 6階ホール
鹿児島市東千石町13番3

時間

14:00～16:30 (13:30より受付開始いたします)

<講義> セクハラや妊娠・出産等に関するハラスメントとはどのようなものか、それらのハラスメントを起こさない職場作りのポイント、部下等から相談を受けた場合の対応方法等について解説します。また、パワーハラスメントについても紹介します。

<グループワーク>

講義内容を踏まえ、ワークとしてセクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメント事例によるケーススタディ、グループ討議を行うことで、セクハラ、妊娠・出産等に関するハラスメントとは何か、予防のポイント、相談対応について理解を深めていただきます。

内容

50～80名 参加費無料 ※定員に達し次第、受付を終了させていただきます。

定員

【申込方法】 下記に必要事項を記載の上、FAX (03-3218-5801) にてお申し込みください。

お申し込みはEメールやWebでも受け付けています。Eメールでのお申し込みは、下記太枠内の内容を、セミナー事務局(harassment-seminar@tokiorisk.co.jp)までお送りください。Webでのお申し込みは、セミナーHP(<http://www.tokiorisk.co.jp/seminar/201806kanri.html>)から受け付けています。

| | | | | |
|---------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|----|
| 申込会場 | 月 日開催 | | | 会場 |
| 企業名 | | | | |
| お役職・ お名前 | (役職) ① (氏名・フリガナ) | (役職) ② (氏名・フリガナ) | (役職) ③ (氏名・フリガナ) | |
| ご連絡先 受講票の送付先となります。必ずご記入ください。 | 電話番号 : () | | FAX番号 : () | |
| | メールアドレス : | | | |
| | ご住所 〒 - | | | |

個人情報の取扱いについて
送信していただいた個人情報は、セミナー運営およびそれに準じる情報提供の目的のために使用いたします。当社は、ご本人の同意を得ないで、この利用目的の達成のために必要な範囲を超えて登録者の個人情報を利用いたしません。なお、当社が求める個人情報を記入いただけない場合、または登録内容に不備がある場合には、お申込みを受け付けることができない可能性があります。当社にご登録いただいた個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加・削除、利用、提供の拒否権を希望される場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、合理的な範囲で対応させていただきます。上記につき同意の上、セミナーへの申し込みをお願いします。個人情報に関する問い合わせ先：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 コールレートサービス部管理ユニット TEL03-5288-6580 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F

【お問合せ】セミナー事務局 FAX03-3217-5777 e-mail:harassment-seminar@tokiorisk.co.jp

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 製品安全・環境本部内

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエア ウエストタワー23F

厚生労働省委託 平成30年度 パワハラ対策専門家派遣事業

そもそも、パワハラはなぜ重大な問題なのか？

ハラスメントとはどのような視点で考えるべきなのか？

専門
アドバイザー
による
コンサルティング

無料

専門家が貴社の状況や企業文化を踏まえて、「訪問ヒアリング」を実施し、「取組みサポート」についてご提案・実施後、「取組み実施後フォローアップ」を致します。加えて、ご希望に合わせて「企業内研修」の実施もご提案します。

貴社に
合わせて
カスタマイズ
した企業内
研修

無料

職場のパワーハラスメントについては、近年、全国の総合労働相談コーナーへの相談件数が増加傾向にあります。

厚生労働省ではパワーハラスメント対策に取り組む企業を応援するために、



step1

専門家等を個別企業に派遣しヒアリングを行います。

step2

具体的な手法や個別事案へ対応のアドバイスなどをご提案し、取組みをサポートします。

step3

取組み後のフォローアップ及び企業内研修を実施します。

実施期間

平成30年8月1日～申込受付開始
平成30年9月1日～平成31年2月 専門家・講師訪問

①「専門家によるコンサルティングの実施」

<ヒアリング、取組みのご提案とサポート、取組み後のフォローアップ>

②「企業内セミナーの実施」

<講師派遣、セミナー実施プランのご提案、テキスト無料配布>

※①のみ、①と②の両方でも可

コンサルティング申込を検討したい、詳しい情報を知りたい、申込みたいとお考えの際は、運営事務局までご連絡ください。

窓口

パワハラ対策専門家派遣事業運営事務局

株式会社リーガルマインド内

〒164-0001 東京都中野区4-11-10 アーバンネット中野ビル

フリーダイヤル 0800-100-0215 受付時間 平日9:00～17:30

申込みも受付ます

e-mail: no-pawahara@lec-jp.com

お問合せ窓口

パワーハラスメント対策支援セミナー

職場でのいじめや嫌がらせ、パワーハラスメントが与える影響は深刻です。

ひとたびパワハラが起こったら、企業は大きなダメージを受けます。

パワハラ問題が起きる前に、予防対策を講じておくことが第一です。

しかし、対策の必要性はわかるが、どう取り組めば良いのかわからない、という担当者の方も多いことでしょう。

本セミナーでは、会社としてどのように取り組めば良いのか、何がポイントなのか、経験豊富な講師が具体的なノウハウをお伝えします。

参加費無料



日時・場所

●鹿児島県（鹿児島市）

2019年1月30日（水）13：30～16：30

鹿児島県青少年会館 洋会議室（鹿児島市鴨池新町1-8）

●熊本県（熊本市）

2019年1月31日（木）13：30～16：30

熊本県民交流館パレア 会議室1（熊本中央区手取本町8-9 テトリアくまもとビル）

受講料 無料

対象 職場のパワハラ対策担当者 50～80名程度（事前申込制・先着順）

※個人の方のご参加はご遠慮頂いております。

プログラム 1 パワーハラスメント対策の導入にあたって
2 パワーハラスメント対策の基本的枠組みの構築
3 グループワーク 4 質疑応答



テキスト 「パワハラ対策導入マニュアル」（約160ページ・無料配布）
講師 21世紀職業財団 ハラスメント防止研修客員講師

お申込みは FAXまたはWEBから

WEB:21世紀職業財団HP 厚生労働省委託事業パワハラ対策支援セミナー

<https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

FAX:申込書にご記入の上、03-5844-1670へ

FAX: 03-5844-1670

パワーハラスメント対策支援セミナー

※どちらかの□に✓を入れてください。

鹿児島県 2019年 1月30日 (水)

熊本県 2019年 1月31日 (木)

| | | |
|-------------|----|-----|
| 会社名 | | |
| 所在地 | 〒 | |
| TEL | | FAX |
| e-mail アドレス | | |
| ご参加者の氏名 | 部署 | 役職 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

【お問合せ】 公益財団法人21世紀職業財 03-5844-1663 〒113-0033 東京都文京区本郷1-33-13

ゼロ災運動KYTトレーナー研修会を開催しました

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会では、**ゼロ災運動の普及・定着**のため中央労働災害防止協会九州安全衛生サービスセンターが主催するゼロ災運動KYTトレーナー研修会を9月27日と28日の2日間鹿児島市で開催しました。

当日は、県内各地より多業種にわたり安全衛生の担当者及び管理・監督者等96名の参加がありました。

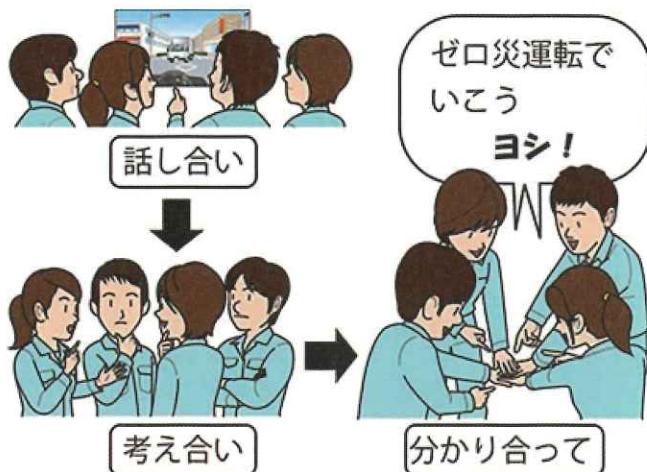
研修会では、鹿児島労働局健康安全課大澤課長様より激励のあいさつを頂いたあと、研修カリキュラムに基づきKYT基礎4R法、ワンポイントKYT、ミーティングの進め方等について学びました。

研修は、実技主体で進められ指差し呼称を身につけることができました。

研修生は、改めてKY活動の進め方等について学ぶことができ、職場で活かしていきたいと話していました。

研修終了後、中央労働災害防止協会から修了証が交付され、研修会は無事終了しました。トレーナーとして、今後の活躍を期待します。

なお、本研修は、毎年9月頃に1回鹿児島市において開催しています。



平成30年度第2回作業環境測定士試験のご案内

(公社) 鹿児島県労働基準協会

(公財) 安全衛生技術試験協会は、平成30年度第2回作業環境測定士試験を次により実施すると発表しましたのでご案内致します。

試験の種類：第二種作業環境測定士試験

試験期日：**平成31年2月12日（火）**

試験地及び試験場：久留米市（福岡県）・・・九州安全衛生技術センター

受験申請書の受付：平成30年11月5日（月）～12月3日（月）

受験願書等：当協会本部（TEL099-226-3621）、九州安全衛生技術センター（TEL0942-43-3381）に請求して下さい。試験案内は、安全衛生技術試験協会のホームページに掲載されています。

提出方法：イ. 郵便（簡易書留）受付…12月3日の消印のあるものまで受け付けます。

ロ. 窓口受付…直接（公財）安全衛生技術試験協会本部（東京）に持参してください。

受付時間は、9:00～16:30です。土曜日、日曜日、祝日は休業させていただきます。

※ その他必要な事項については、安全衛生技術試験協会（TEL03-5275-1088）へお問い合わせ下さい。

平成30年12月 講習開催のご案内

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会

検索

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

| 講習名 | 講習日 | 受付期間 | 受講料テキスト代 (消費税込) | 科目免除者又は受講資格 |
|--------------------------------|----------------------|-------------|---|--|
| [普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転 | 【全科目者】 12/3~12/7 | 11/5~11/9 | 【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 | 【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 |
| | 【科目免除者】 12/3~12/4 | | 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円 | 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く) |
| [普通自動車運転免許証写し必要] 高所作業車運転 | 12/10~12/11 | 11/12~11/16 | 【全科目者】 会員 30,680円 一般 31,680円 【科目免除者】 会員 29,600円 一般 30,600円 | 【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 |
| 酸素欠乏・硫化水素危険 作業主任者 | 12/12~12/14 | 11/12~11/16 | 会員 18,440円 一般 19,440円 | |
| ガス溶接 | 12/15~12/16 | 11/12~11/16 | 会員 9,004円 一般 9,504円 | |
| 玉掛け | 12/17~12/19 | 11/19~11/22 | 【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円 | 【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 |
| [普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転 | 【全科目者】 1/7~1/11 | 11/26~11/30 | 【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円 | 【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者 |
| | 【科目免除者】 1/7~1/8 | | 【科目免除者】 会員 20,060円 一般 21,060円 | 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く) |
| 床上操作式クレーン運転 | 1/7~1/9 | 11/26~11/30 | 【全科目者】 会員 28,730円 一般 29,730円 【科目免除者】 会員 26,570円 一般 27,570円 | 【科目免除者】 ・移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 |
| 不整地運搬車運転 | 1/15~1/16 | 12/3~12/7 | 会員 34,480円 一般 35,480円 | 【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転（整地等又は解体用）技能講習修了者 |
| 移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除] | 12/10~12/15 | 11/12~11/16 | 【全科目者】 会員 89,861円 一般 90,861円 【学科免除者】 79,920円 | 【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。) |
| クレーン運転 | 12/3~12/4 | 11/5~11/9 | 会員 16,770円 一般 20,010円 | |
| アーケ溶接等 | 1/15~1/17 | 12/3~12/7 | 会員 18,360円 一般 21,600円 | |
| ローラー運転 | 1/17~1/18 | 12/3~12/7 | 会員 16,820円 一般 20,060円 | |
| 職長教育 | 12/17~12/18 | 11/19~11/22 | 会員 12,744円 一般 15,984円 | |
| 衛生推進者養成講習 | 12/21 | 11/19~11/22 | 会員 8,140円 一般 8,640円 | ※会場がオロシティーホールになります。 |

〈備考〉 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。

2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。